

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室）

項 目 名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長											
税 目	法人税 租税特別措置法第 5 7 条の 4											
要 望 の 内 容	事故が発生した原子力発電施設（以下「事故炉」）の廃炉の安全かつ着実な実施を確保するため、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（以下「事故事業者」）に対して、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）に積み立てることを義務づける等の措置を講じた「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律」が平成 29 年 5 月に成立（10 月施行）し、あわせて、租税特別措置法において「特定原子力施設炉心等除去準備金」（以下「準備金」）が設けられたところ。 廃炉の安全かつ着実な実施を引き続き確保する観点から、準備金の期限を延長する。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td></td><td>-百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>-百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（</td><td>-百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額		-百万円	（制度自体の減収額）	（	-百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（	-百万円）
平年度の減収見込額		-百万円										
（制度自体の減収額）	（	-百万円）										
（改 正 増 減 収 額）	（	-百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 事故事業者が、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に積み立てていくことにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。 (2) 施策の必要性 事故事業者が廃炉の実施責任を果たし、安全かつ着実な廃炉を実施していく上で必要な措置。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	安全かつ着実な廃炉の実施の確保
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年度～10年度
		同上の期間中の達成目標	事故炉の安全かつ着実な廃炉の実施
		政策目標の達成状況	事故炉の廃炉を着実に実施している。 ※現在は「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」における第3期に移行。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	準備金を延長することにより、事故事業者による確実な事故炉廃炉の実施を確保することができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	長期にわたる事故炉の廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用件数：1件 適用事業者：1者 損金算入額： 令和4年度 0億円 令和5年度 91億円 令和6年度 112億円 減収額： 令和4年度 0億円 令和5年度 21億円 令和6年度 26億円																			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<table><tr><th>年度</th><th>適用件数</th><th>適用法人数</th><th>適用金額(百万円)</th></tr><tr><td>令和3年度</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1</td><td>1</td><td>9,169</td></tr></table>				年度	適用件数	適用法人数	適用金額(百万円)	令和3年度	-	-	-	令和4年度	-	-	-	令和5年度	1	1	9,169
	年度	適用件数	適用法人数	適用金額(百万円)																	
	令和3年度	-	-	-																	
	令和4年度	-	-	-																	
令和5年度	1	1	9,169																		
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として有効。																				
前回要望時の達成目標	適正かつ着実な廃炉の実施の確保																				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	事故炉の廃炉を着実に実施している。 ※現在は「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」における第3期に移行。																				
これまでの要望経緯	平成29年度 創設 令和2年度 延長(3年間) 令和5年度 延長(3年間)																				